

夫婦関係調整調停事件について

1 はじめに

いろいろな事情があって、夫婦間がうまくいかないので、夫婦円満を目的に話し合いたいとか、あるいは、離婚の話し合いをしたいなどといった場合に、夫婦関係（円満調整・離婚）事件として調停の申立てをして、家庭裁判所で話し合いをすることができます。離婚調停では離婚そのものだけでなく、離婚後の子どもの親権者を誰にするか、親権者とならない親と子どもの面会交流をどうするか、養育費をどうするかを話し合うこととなります。また、離婚に際しての財産分与や年金分割等についてどうするかといった財産等の問題についても、一緒に話し合うことができます。

2 夫婦関係調整調停事件の進め方

調停は、裁判官又は家事調停官及び民間の有識者の中から選ばれた家事調停委員2名（男女各1名）が調停委員会を構成して手続を進めますが、期日では家事調停委員2名が、夫婦双方から事情や意見を十分に聴き、双方が納得のいく適切な解決ができるように話し合いを進めます。また、必要に応じて、調停が円滑に進められるように、家庭裁判所調査官が事情を聴くこともあります。

家庭裁判所から調停期日等の呼出しがあったときには、その日時を間違えないように必ず出頭してください。

お話は申立人と相手方から交互に伺います。なお、調停成立時には、原則として双方同席していただいて、合意内容を確認していただくこととなりますのでご了承ください。

3 書類や資料の提出と調停記録の閲覧謄写について

当事者は、裁判官の許可があれば、調停記録を見たりコピーをとること（閲覧謄写）ができます。反対当事者が申請手続をとれば、原則として、調停記録をお見せしたり、コピーを認めることとなりますので、書類等を提出される方は、別添の「調停で書類を提出される方へ」をよくお読みください。原則、反対当事者に交付するため、裁判所用と反対当事者用の2通を提出してください。

裏面もお読みください。

また、提出する書類等を、反対当事者に見られたくないときは、別途「資料開示に関する意見書（資料非開示の申出書）」を作成し、書類等と一緒に提出してください。なお、法規に基づく裁判官の判断により、書類の全部又は一部が開示される場合もあります。

4 夫婦関係調整調停事件が成立した場合、その後の手続

裁判所書記官により、合意内容が記載された調停調書が作成されます。離婚に合意された場合、申立人は、調停調書の謄本（又は省略謄本）の交付を受けて、これを添付して、市区町村役場に離婚の届出をすることになります。この届出は、調停成立後10日以内にしなければなりません。また、本籍地以外で届出をされる場合、戸籍謄本の添付が必要になる場合があります。

5 調停で話し合いがまとまらなかった場合

当事者が調停に出席しない場合や話し合いがいつまでも平行線をたどり合意ができない場合は、調停を不成立として終了することになります。この場合、さらに離婚等を求める当事者は、訴訟（裁判）を提起することになります。

6 調停で合意したことを義務者が守らない場合

家庭裁判所に申出をして、義務者に対して、履行を勧告してもらうことができます。また、調停調書正本等に基づいて地方裁判所に強制執行の申立てをすることもできます。

7 分からないことがあった場合

手続面については、担当書記官がお答えしますが、弁護士をつけた方がよいかどうか、どういう主張をしたらよいかなど、一方の有利不利に関わる問い合わせや法律相談、また、財産分与、養育費、慰謝料等がどのくらいもらえるかといった調停の見通しについては、家庭裁判所ではお答えできませんので、弁護士等にご相談ください。

また、期日間に家庭裁判所を介して、反対当事者にあなたの意向や要望を伝えることもできませんので、調停の席でお話してください。